

主な事業及び新規事業等の概要について

資料5-1 (人権・男女共同参画課)

《主要》人権尊重推進事業

《主要》男女共同参画事業

《主要》多文化共生推進事業 (H23年度より国際課)

資料5-2 (教学指導課 心の支援室)

《主要》人権支援係事業

資料5-3 (こども・家庭課)

《新規》子どもの権利条例(仮称)制定事業(子ども)

「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会について」

資料5-4 (こども・家庭課)

《新規》児童相談システム導入事業(子ども)

資料5-5 (次世代サポート課)

《新規》子ども・若者応援計画策定事業(子ども)

資料5-6 (健康長寿課)

《新規》見守りSOSネットワーク構築事業(高齢者)

資料5-7 (健康長寿課)

《拡充》発達障害者支援事業(障害者)

資料5-8 (障害者支援課)

《新規》障害者差別禁止条例(仮称)制定事業(障害者)

「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会について」

資料5-9 (消費生活室)

《拡充》消費者自立支援事業(高齢者見守り直送便事業)(高齢者)

資料5-10 (消費生活室)

《新規》消費者自立支援事業(障害者向けの啓発)(障害者)

H23 人権尊重推進事業について

人権・男女共同参画課

H23 予算額 118,407 千円[一般財源 42,031 千円]	H22 予算額 123,340 千円[一般財源 42,960 千円]
------------------------------------	------------------------------------

区 分	事 業 内 容	H23(千円)	H22(千円)	H23-H22
主要事業 人権尊重社会づくり推進事業	人権啓発推進員・人権相談員5名の設置 <人権啓発センター情報発信事業> 9,961 千円 資料展示などを通じた人権に関する情報提供及び意識啓発 ・館内学習会、人権学習会への講師派遣、来館者説明 ・広報誌の発行、啓発パネルやビデオの貸出し ・巡回人権啓発センターの実施 ・資料収集・調査・研究 <人権相談支援事業> 4,417 千円 人権問題に関する解決のための総合相談 ・人権相談(電話、面接)の実施 ・人権相談に関する情報収集・記録整理・提供／・関係機関との連絡調整	14,378 (12,514)	14,849 (12,693)	△471 (△179)
	研修・講演会開催事業 人権に関する正しい理解と認識を深めるための研修会・講演会等の開催 ・人権フェスティバル(11月) ・企業人権教育推進大会(7月) ・人権マネージメント向上事業(3会場) ・人権問題講演会開催(市町村委託:17市町村)	10,736 (0)	11,437 (0)	△701 (0)
	啓発活動推進事業 人権意識高揚のための広報及び啓発資料の作成 ・啓発ポスターの制作(県・市町村機関、学校、銀行、スーパー、コンビニ等) ・ラッピングバス(2台)、テレビCM(年2回)、新聞広告(年2回) ・スポーツ組織との連携による啓発 ⑧社会人権啓発指導資料の作成	10,407 (0)	11,074 (0)	△667 (0)
	⑧人権尊重社会づくり県民支援事業補助金 県民が自主的・主体的に取り組む研修会、学習会、フォーラム等への助成 ・補助率 1/2 補助限度額 50 万円 ・啓発ビデオ、啓発資料の作成費を新たに補助対象に追加	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	0 (0)
	人権・共生のまちづくり事業補助金 地域住民ニーズに対応した人権課題への取組を支援 ・施設運営費:管理運営、通常相談、広報啓発 ・地域交流促進事業:交流促進講座の開催 等 ・継続的相談援助事業:支援方策検討会の開催 等 21市町村(27施設) 負担割合:[国] 1/2~2/6 [県] 1/4~1/6	78,278 (26,097)	80,419 (26,812)	△2,141 (△715)
	人権政策審議会開催事業 人権政策に関する重要事項について調査審議(2回)	450 (353)	520 (388)	△70 (△35)
	ハンセン病問題啓発事業 ハンセン病問題に関する正しい知識の普及や啓発活動	511 (67)	1,148 (67)	△637 (0)
	犯罪被害者等支援事業 犯罪被害者等に対する支援を推進するとともに県民への広報・啓発を実施	647 (0)	893 (0)	△246 (0)
合 計		118,407 (42,031)	123,340 (42,960)	△4,933 (△929)

平成23年度 男女共同参画施策

資料 5-1

人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	当初予算(千円)		H23-H22
		H23	H22	
男女共同参画推進事業	長野県男女共同参画審議会の運営 男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画計画社会づくりに関する重要事項を調査審議する。 男女共同参画審議会の開催:2回(委員数 8名)	608	615	△ 7
	男女共同参画推進指導委員の設置 男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画推進指導委員を設置し、不服申出に対する審査・勧告等を行う。 ・委員数 3名	106	106	0
	調査・研究事業 1 男女共同参画施策の推進状況調査 県・市町村の推進状況、施策の実施状況を調査・公表する。 2 実態調査 男女共同参画に積極的に取り組む地域の先進的な取組事例を調査・収集する。	100	100	0
	男女共同参画社会づくり県民協働事業 県民の男女共同参画意識の高揚を図るため、開催地の市町村、長野県男女共同参画推進県民会議、長野県の共催により啓発イベントを開催する。 1 男女共同参画フェスティバル ・開催地 塩尻市 レザンホール ・期日 10月22日(土) 2 男女共同参画地域フォーラム ・開催地 阿智村 ・期日 9月3日(土)	712	798	△ 86
	(廃)第3次男女共同参画計画策定事業 (審議会の開催、計画書の印刷等)	-	1,632	△ 1,632
啓発普及事業	男女共同参画地域づくり講座 自治会や各種団体等の地域組織において、男女共同参画の理念を普及し、活力ある地域社会をつくっていくために、男女共同参画の視点を活かした地域づくりの理念や手法等を学ぶ講座を開催する。 ・対象 自治会・公民館等の役員、市町村議会議員、行政職員等 地域講座 2回 男女共同参画計画を未策定の町村 広域講座 1回	182	121	61
	男女共同参画社会づくり啓発事業 男女共同参画意識の普及啓発を図るための事業を実施する。 1 啓発資料の作成配布 ・男女共同参画社会づくり啓発パンフレット ③ 地域活動先進事例集 ・女性のための相談窓口リーフレット 2 出前講座 3 市町村の条例・計画策定等の支援 ③ 計画策定の手引き作成	1,501	1,547	△ 46
	女性の活躍支援セミナー事業 経営者や住民を対象に、職場や地域における女性の活躍を働きかけるセミナーを経営者団体や地域団体などと協働して開催する。(開催 2回)	156	236	△ 80
男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、広く県民に活動の場を提供するとともに、男女共同参画に関する講座、研修、情報の提供等を行う。(研修等事業 6,262 相談員・専門員配置 6,695 事務的経費 1,714 管理費 39,708) 1 男女共同参画社会づくり促進事業(3,875) ・チャレンジ支援事業 地域リーダー養成講座、③ 女性のためのチャレンジ支援事業、講座「ワーク・ライフ・バランス」、男性応援講座 ・③ 男性のライフモデル提案事業 ・グループ企画協働事業 ・ヤングエンパワーメント講座 ・行政担当者研修 2 男女共同参画相談支援事業(1,672) ・女性相談(あいとびあ相談) ・DV防止啓発事業 ・相談担当者支援事業 3 情報提供事業(715) ・情報誌の発行 等	54,379	59,190	△ 4,811
計		57,744	64,345	△ 6,601

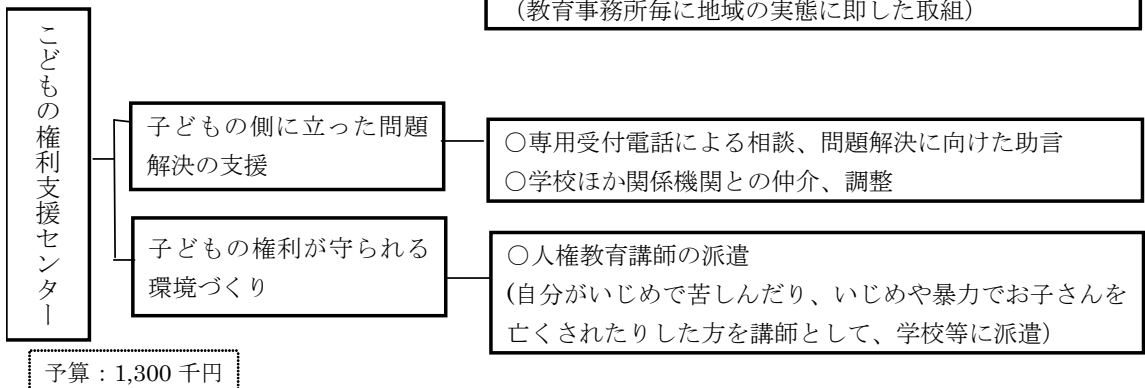
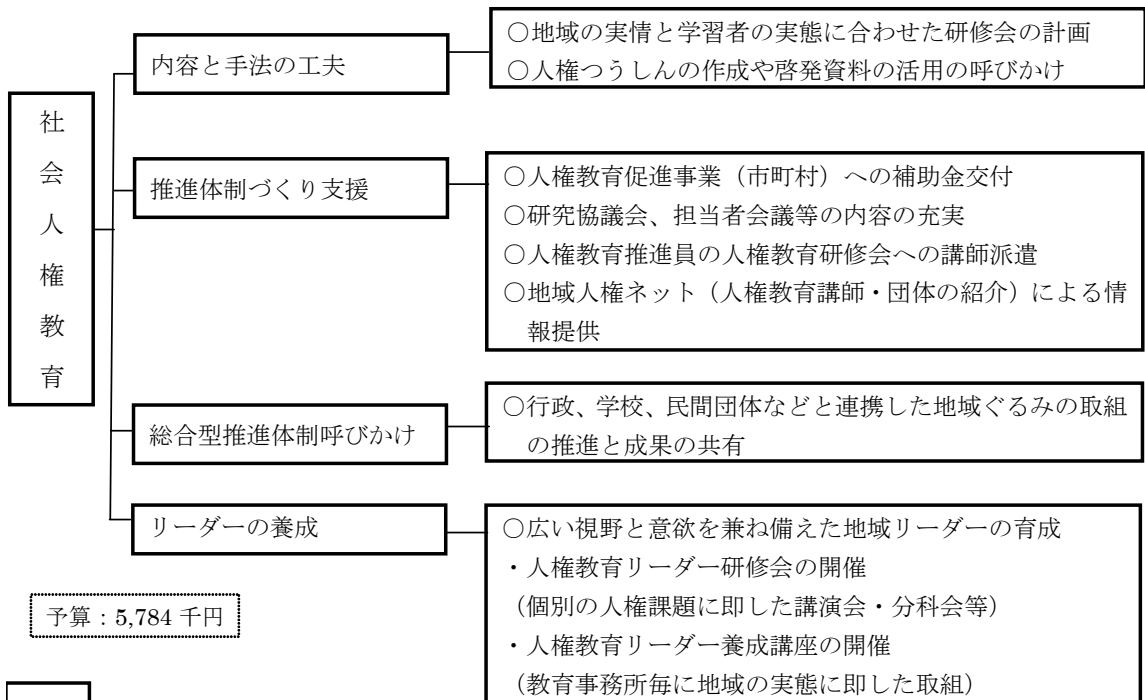
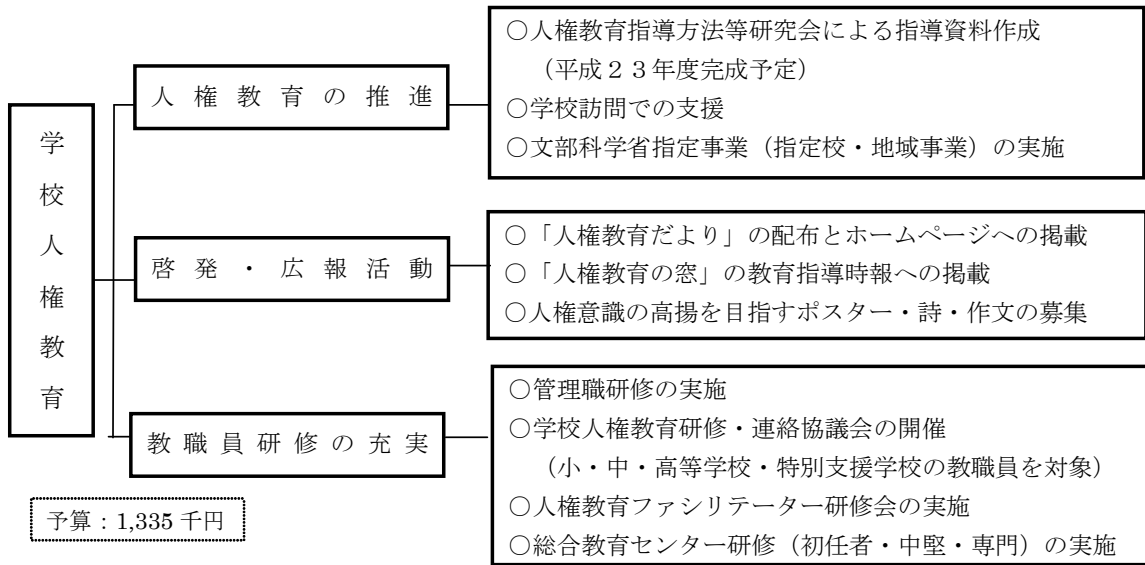
平成23年度 多文化共生推進事業

～国際性あふれる社会づくり～

国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会の実現を目指します。

(単位:千円)

目標	区分	事業名	事業内容	H23当初	H22当初	増減
				予算額	予算額	
				A	B	C=A-B
国籍を超えた多文化共生社会の実現	推進体制の整備	①外国籍県民意見交換会の開催	外国籍県民の意見を十分に聞き、施策ニーズの把握や効果の検証などを行い、施策の充実強化を図るため、意見交換会を開催する。	-	-	-
		外国籍県民施策に関わる庁内調整会議開催事業	庁内の関係各課による情報交換・意見交換等を行う。	-	-	-
		多文化共生推進連絡会議開催事業	国・県・市町村や関係団体等が多文化共生の現状や課題の情報交換や意見交換等を行う。	390 (経常)	530 (経常)	△ 140
		多文化共生推進協議会との連携	長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、群馬県、滋賀県、名古屋市の7県1市で構成し、情報交換や国への提言活動などを行う。	-	-	-
	生活支援	多文化共生くらしのサポーター設置事業	県の行政サービス、子どもの就学、生活一般等の相談に多言語で対応する。 ・ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語の5言語 ・4名を長野県国際交流推進協会(アンピ)内に配置	9,836	10,013	△ 177
		法律相談会開催事業	弁護士と行政書士による法律・行政相談会を開催する。 ・県下2地区で開催	161	239	△ 78
		外国籍児童支援会議活動推進事業	企業、県民等からの寄付を財源に経済的に恵まれない外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」に負担金を交付	2,800	3,150	△ 350
		災害時語学サポーター育成事業	通訳ボランティアが災害時における心構えや必要な知識を身につける研修会を開催する。 ・県下2地区で開催	419	430	△ 11
	コミュニケーション支援	母国語情報提供事業	県の支援事業をはじめ、外国籍県民の生活に役立つ情報を掲載した情報誌を発行する。 ・日本語の他、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語の6言語 ・1回に14,750部発行 約700箇所に配布 年3回発行 ・感染症等の緊急情報は県携帯サイト等から発信	390 (経常) 【再掲】	358	△ 358
		生活ガイドブック(ニューカマーズガイド)提供事業	長野県で新たな生活を始める外国籍県民の利便向上のために基本的な制度や問合せ先等をまとめ、県ホームページに掲載する。 ・日本語の他、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、スペイン語、インドネシア語の8言語	-	-	-
		通訳(コミュニケーション・アシスタント)派遣事業	通訳者を登録し、県機関の窓口等へ必要に応じて派遣する。	31	31	0
		多文化共生支援員設置事業	県庁のほか、日系ブラジル人が集住している地域の地方事務所に支援員を配置し、行政サービスの通訳等を行う。	4,943	15,056	△ 10,113
	共生の地域づくり	地域共生コミュニケーター活動支援事業	外国籍県民と行政とのパイプ役となるなど、地域で多文化共生の推進のために活動するボランティアを「地域共生コミュニケーター」として委嘱する。 ・県下4地区でコミュニケーターが市町村、地方事務所、アンピと連携を図るための連絡会議を開催する。	98	152	△ 54
		②多文化共生地域づくり啓発事業	多文化共生の推進に係るパネルを作成する。	-	357	△ 357
計				18,678	30,316	△ 11,638



子どもの権利条例（仮称）制定事業

「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」について

こども・家庭課

1 目 的

社会全体で子どもの育ちを支え、次代を担う子ども達が安心して暮らすことのできる長野県を実現するため、子どもの現状を把握し、課題を整理する中で、子どもの権利条例等の県として取り組むべき子ども施策を検討する。

2 事業内容 [予算総額：4,721千円]

(1) 委員会の開催 [予算額：762千円]

子どもに関わる様々な立場の関係者による検討会を実施

○メンバー：学識経験者、児童委員など児童福祉関係者、PTAなど青少年育成関係者、教育関係者、子育てNPO関係者、弁護士、医師会、公募等 15人

(2) 子どもの意見集約（アンケート調査） [予算額：3,959千円]

主役である子どもたちが心に思っていること、考えていることを集約

○実施方法：県内の小4～高3の児童・生徒の1割（1.9万人）を対象にアンケートを実施

3 平成23年度スケジュール（予定）

項 目	内 容
第1回委員会（6月）	主な取組について、アンケート調査について
	（アンケート調査の項目、内容等の検討）
第2回委員会（9月）	アンケート調査の検討、子ども施策について
	（アンケート調査の実施、分析・評価）
第3回委員会（1月）	課題の抽出、論点整理
第4回委員会（3月）	論点整理、子ども施策の方向性

新 児童相談システム導入について

(安心こども基金活用事業)

こども・家庭課

1 概要

入所負担金システムのリース満了に伴う更新にあわせて、児童相談に関するデータを一元管理するシステムを導入し、事務処理の効率化による児童虐待防止等児童相談業務の充実を図る。

2 システムの現況及び導入計画

【現状】

名称	児童相談台帳システム	療育手帳管理システム	社会福祉施設入所負担金徴収システム
導入年	H17	H14	H3
アプリケーション	Access	Access	汎用機 (XSP)
導入場所	児相 5	児相 5	本庁、児相 5、保健福祉事務所 10、信濃学園、リハビリ
機能	相談受付 相談台帳 措置一覧	療育手帳交付通知 再判定通知 手帳台帳、索引簿	措置決定通知作成 入所負担金調定 納入通知書・督促状発行
システム外管理 (Excel・Word)	ケース進行管理、援助方針会議資料、一時保護決定、里親管理等	統計資料作成	調定一覧表作成、債権管理、受診券発行、統計・報告書資料作成等

【導入計画】

名称	新システム	
	児童相談システム	療育手帳システム
機能	児童相談受付・台帳管理、保護・措置決定、負担金徴収・債券管理、受診券発行、統計・報告書資料作成等	療育手帳交付通知 再判定通知 手帳台帳等
導入場所	本庁、児相 5、保健福祉事務所 10 (行政情報ネットワーク)	

3 導入の必要性

- 現在の各システムはデータ連携がなく、入力作業の重複が多い。
また、各システムの機能が限られ、システム外での作業及び管理が必要。
- 児童相談台帳システム、療育手帳管理システムは、職員作成の簡易なシステムであり、情報流出、データ損失に対する対策が貧弱。

4 導入の効果

- 各業務間でデータ連携が可能となり、入力作業の重複が解消される。
多様な業務が可能となり業務の効率化が図られる (年間約 300 万円の経費削減効果)。
- 本庁・現地機関のネットワーク化により、リアルタイムに情報が更新される。
- セキュリティやデータ保存面で安全。

5 予算額

38,565 千円 (基金繰入金 38,381 千円、一般財源 184 千円)

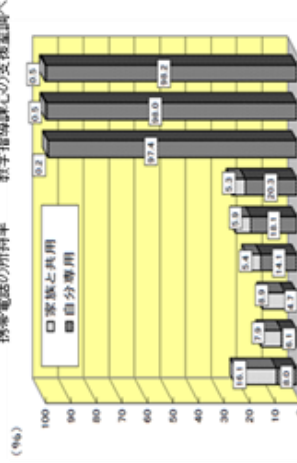
子ども・若者応援計画策定にむけて

1 子ども・若者の現状と課題

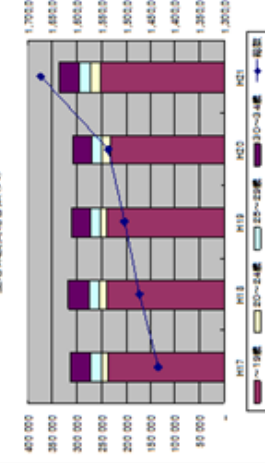
- 子ども・若者をめぐる環境の変化
- ネット、ひきこもり、不登校、発達障害等
- 子ども・若者の抱える課題の深刻化
- それぞれの課題に個別に対応し組んできた

○従来の行政、教育、医療、支援分野・組織等
個別分野における縦割り形では限界

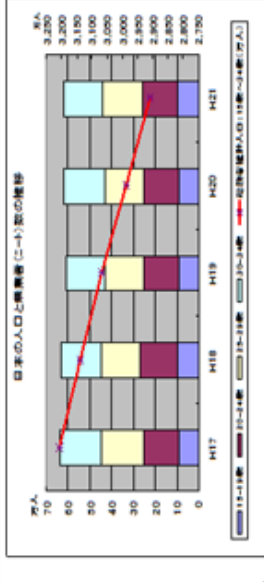
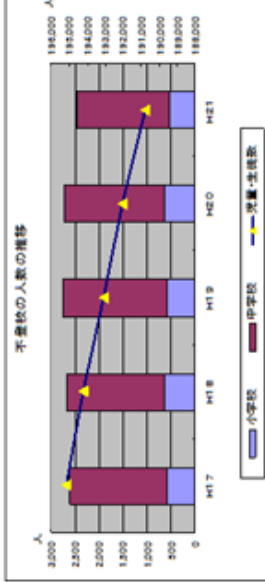
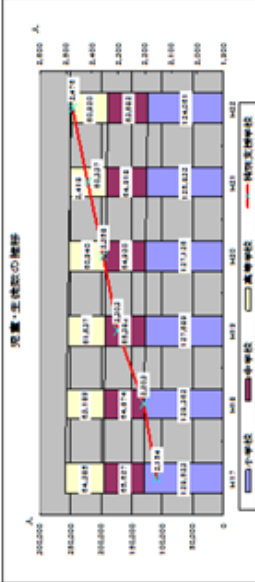
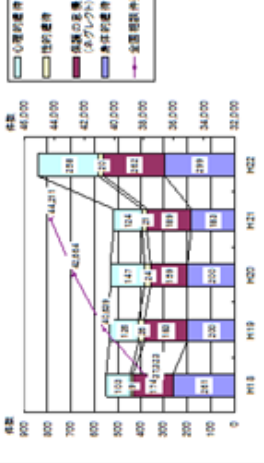
携帯電話の所持率 教習指導課心の支援室調べ



生活保護受給者数(人)



児童虐待区分別相談件数の推移



2 対応

国の対応

子ども・若者育成支援推進法 (HZZ. 4. 1 施行)

- 目的
- 子ども・若者育成支援推進法の総合的推進のための枠組み整備
 - 社会生活の場面に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備
- 子ども・若者ビジョン
- 法第1条の規定により「子ども・若者育成支援本部」を設置。
 - 子ども・若者育成支援本部は、法第8条第1項の規定に基づき「子ども・若者育成支援推進大綱」を作成。(平成22年7月)

県の主な役割

- 子ども・若者応援計画の策定
- 子ども・若者総合相談センターの設置
- 子ども・若者支援地域協議会の設置

県の対応

子ども・若者応援計画の策定

- 計画期間
平成25年度～平成29年度の5年間
- 子ども・若者等に対する施策の基本的方向
・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援
・困難を有する子ども・若者やその家族を支援
・社会全体で支えるための環境整備

計画策定の方法

- 広く県民から意見を聴き取り決定
- 計画検討委員会の設置
学識経験者等 15名を予定
- 関係団体、NPO等からのヒアリング
支援の現状、将来への要望等ヒアリングを実施
- 青少年討論会の開催
県内高校生から、要望、意見を聴取する
- 青少年意識調査の実施
将来に対する考え方、行政上の課題についてアンケートを実施

新 見守りSOSネットワーク構築事業 (市町村における見守り活動)

健康長寿課

1 目的

市町村等において、幅広く市民が参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークを構築し、徘徊高齢者による事故を未然に防止する。

2 事業内容

(1) 徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議の開催

公的機関（消防、警察）、交通機関（電車、バス）、生活に係る事業者（コンビニ、ガソリンスタンド）等を構成員とした推進会議を設置し、早期発見のための連絡網の整備、捜索・発見のためのシステムを整備する。

(2) 徘徊・見守り協力員の育成

幅広く市民を対象とした徘徊・見守りSOSネットワーク研修会を開催し、(1)で整備するシステムを側面で支える協力員を育成する。

3 予算額

13,045千円【市町村等（4団体予定）の地域支援体制構築等への補助】

当初予算額 4,288千円 6月補正額 8,757千円

発 達 障 害 者 支 援 対 策

資料 5-7

～ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援～

健康福祉部・教育委員会事務局

○発達障害者支援事業（健康長寿課）

事業	概 要	H23 (一財)	H22 (一財)
発達障害者支援センター事業	精神保健福祉センターに「長野県発達障害者支援センター」を設置し、支援体制の整備を図る。 ＜当事者・家族支援＞相談・療育・就労など直接支援 ＜人材養成＞（改）研修会、実践報告会、組織育成援助等 ＜関係者支援＞ 新 発達障害者支援資源ハンドブック ＜啓発普及＞	6,972 (3,583)	6,083 (3,132)
発達障害者支援体制整備事業	新 ライフステージに応じた各分野が連携した一貫した発達障害者支援を進めるための新たな体制について、中長期的な観点からそのあり方を検討する。 医療、福祉、教育、家族、保健、行政等の関係者による発達障害者支援対策協議会を設置し、県の取組について検討する。	338 (170)	355 (177)
市町村発達障害者支援体制整備事業	市町村における取組を支援するため、圏域ごとに社会福祉法人等へ委託する。（障害児等療育支援事業（障害者支援課）の委託料に上乗せ） ・市町村林・トコチの派遣 ・地域における連携体制の強化（圏域連絡調整会議） 新 ・圏域単位の事例検討会・研修会	1,221 (611)	837 (419)
発達障害者情報支援緊急基盤整備事業	新 発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備を図るため、情報支援機器の整備等を推進する市町村に支援する。 新 発達障害者支援対策協議会に個人支援検討部会を設置し、情報支援機器の活用方法等を検討し、啓発する。	2,250 (0)	0 (0)
合 計		10,781 (4,364)	7,275 (3,728)

○発達障害児等総合支援事業（特別支援教育課）

事業	概 要	H23 (一財)	H22 (一財)
発達障害支援専門員配置事業	地域の主体性による学校支援と、組織対応による手厚いサポートを実現するため、障害者支援団体に業務を委託し、発達障害支援専門員を配置する。 ・小中学校支援と市町村・地域との連携 ・高校支援	47,481 (0)	36,240 (0)
地域支援体制充実事業	○地域特別支援教育研究会への支援 各地域の特別支援教育コーディネーター等連絡会が開催する特別支援教育研究会に外部専門家を派遣し、幼稚園・保育所・小中学校・高等学校の教員等が支援の在り方について助言を受ける。 ○発達障害支援力アップ出前研修の講師の派遣 学校や市町村教育委員会等の要請に応じて、特別支援学校教員等を派遣する。	1,856 (0)	2,042 (0) 6月補正

計 49,337

（関連施策） 障害者相談支援事業（障害者支援課）

事業	概 要	H23 (一財)	H22 (一財)
障害者相談支援事業	障害者が安心して地域で暮らすために、身体・知的・精神の3障害に対応できる相談支援センターを圏域ごとに設置するなど、県と市町村とが連携して総合支援体制を整備する。 発達障害に関し、当事者や家族、市町村等の相談に、療育コーディネーター等が対応する等。	250,229 (194,280)	246,107 (191,887)

障害者差別禁止条例（仮称）制定事業

「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」について

障害者支援課

1 趣 旨

障害者福祉に関する様々な施策の実施により、障害者の社会参加や県民の障害に対する理解は進んできているが、依然として障害に対する理解や配慮が十分でないこと等により、障害者は、実際の生活場面において、障害を理由に不利益を余儀なくされたり、暮らしにくさを感じる実態がある。

このため、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに尊厳を重んじて支え合い、安心して暮らすことができる長野県づくりを進める上で必要な仕組みについて、条例制定も選択肢としつつ、調査研究、検討等を行う。

2 検討の進め方

(1) 障害者を中心に関係者を加えて検討

障害者、その家族及び支援者を中心とし、障害者の社会生活に関わりの深い分野の関係者などを加えた 15 名で構成する「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」で検討。

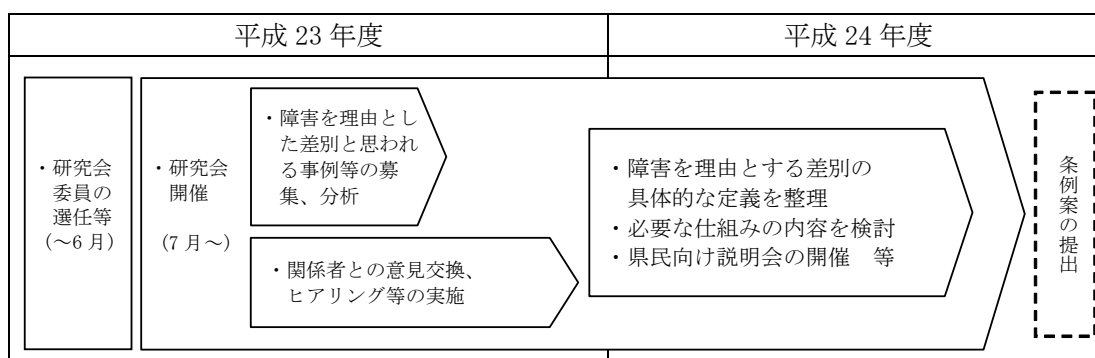
(2) 幅広い視点からの検討

研究会における検討に加え、様々な障害種別の方や障害者の生活に関連のある幅広い分野の関係者を対象に、意見交換やヒアリング等を実施。

(3) 県民の参加

障害を理由とする差別や不合理な取扱いと思われる事例等の募集、研究会における公開の議論や県民向け説明会等を通じて、広く県民の意見を反映。

3 スケジュール（予定）



4 平成 23 年度予算額 2,811 千円（一般財源）
（研究会委員謝金、費用弁償等）

④ 消費者自立支援事業（高齢者対象）

高齢者見守り直送便事業

消費生活室

1 実施目的

高齢社会、核家族化等の社会情勢のなかで、高齢者の消費者被害は依然として深刻な状況にある。

県では、高齢者を対象とした出前講座などにより啓発を行っているが、講座や集まりの場に出て来ない（来ることができない）高齢者に対してどのように情報を伝えるべきかが課題となっている。

また、県では以前から「高齢者・障害者の消費生活見守り事業」（平成21年度事業名を現在のものに変更）により、民生委員等福祉関係者と連携して高齢者の見守り活動をよびかけてきた。平成21年度には地方消費者行政活性化基金を活用して、「高齢者見守りハンドブック」を作成し、民生委員等に配布して活用を依頼した。さらに、平成22年度は、「高齢者見守りハンドブック」を高齢者本人に向けた内容に編集して「高齢者あんしんハンドブック」を作成し、関係機関に配布したところである。

「高齢者あんしんハンドブック」の高齢者本人（高齢者のみの世帯）への配布については市町村に委ねていたが、ほとんど実施されない状況である。

そこで、「高齢者あんしんハンドブック」と平成22年度作成した「早わざクーリング・オフはがき」をクリアファイルにセットして、高齢者世帯に届ける「高齢者見守り直送便」を実施する。

なお、この事業は消費者行政活性化基金を活用して実施する。

2 実施方法

① 市町村がそれぞれの状況にあったやり方で配布する。

福祉担当課や地域包括支援センターと連携（民生委員、ケアマネージャー等による配布）

自治会・隣組・区長会等による配布

老人クラブによる会員配布 など

② 警察（交番）による配布 交番の警察官が担当地域の高齢者世帯に配布

* ①、②のどちらかの方法により実施する。

3 予算額 7,180千円（基金繰入金 7,180千円）

印刷費（130,000部）

高齢者あんしんハンドブック・早わざクーリング・オフはがき・啓発用クリアファイル

4 事業の効果

今まで啓発の行き届かなかった高齢者のみの世帯に啓発情報が届けられ、高齢者の消費者被害防止が図られる。また、見守り者が高齢者に手渡しで届けることを通して、高齢者と見守り者のつながりができ、今後の見守り活動に生かすことができる。

新 消費者自立支援事業（障害者）

障害者向けの啓発

消費生活室

1 実施目的

障害者に対する啓発については、以前から「高齢者・障害者の消費生活見守り事業」（平成21年度事業名を現在のものに変更）により、民生委員等福祉関係者と連携して見守りを実施してきたところであるが、障害者向けの啓発資料はそれほど整備されていなかった。

そこで、知的障害者及び視覚障害者向けに消費者被害防止のための啓発資料を作成し、障害者本人や見守りに配布する。なお、この事業は消費者行政活性化基金を活用して実施する。

2 実施内容

(1) 障害者安心ハンドブック

知的障害者（中・軽度）に適した内容の冊子（A4版 12ページ カラー）

消費者被害防止、製品安全、見守り者への注意事項を内容とし、デザインは企画課が実施する広報印刷物デザイン制作委託の対象とする。

作成部数・・・15,000部

配布方法・・・①特別支援学校（養護学校）高等部に生徒数分を配布し、授業等で説明してもらう。
②知的障害者の通所サービス施設に配布し、利用者に配布してもらう。
③市町村、福祉事務所、地方事務所、福祉施設、福祉団体等にも配布

(2) 視覚障害者向け啓発資料

既存の「ストップ！消費者被害」リーフレットの内容を視覚障害者用に点字翻訳・印刷委託先（福）長野県視覚障害者福祉協会（松本市旭）

当法人は、長野県の広報誌や選挙公報の点字翻訳を県から専門的に請け負っている。協会員600名に発送している。（障害者枠のため郵送料金はかからない）

作成部数 1,000部

配布方法・・・①協会登録者（600名）に協会から発送してもらう。
②盲学校高等部に生徒数を配布し、授業等で説明してもらう。
③市町村、福祉事務所、地方事務所、福祉施設、福祉団体等にも配布し、窓口等に配置してもらう。

3 予算額 1,188千円（基金繰入金 1,188千円）

4 事業の効果

知的障害者及び視覚障害者本人に向けた消費者啓発が可能となる。また、同時にまわりの見守り者に対する情報提供ともなり、見守り意識の向上が期待できる。